

雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画認定要領

第1 趣旨

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）に基づき知事が行う、雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画（以下「改善計画」という。）の認定については、法、「林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について」（平成8年5月24日付け8林野組第120号・労働省発職第141号、農林水産事務次官・労働事務次官依命通達。以下「次官通達」という。）及び「林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について」（平成8年5月24日付け8林野組第121号、職発第370号）によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 改善計画の申請

1 改善計画の策定

認定を受けようとする事業主は、法第4条に基づき知事が策定した「岐阜県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）の趣旨に基づき改善計画を策定するものとする。

改善計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 改善措置の目標
- (2) 改善措置の内容
- (3) 改善措置の実施期間
- (4) 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- (5) 委託募集を行う場合には、当該委託募集に係る労働条件その他の募集の内容

2 改善計画の認定申請

改善計画の認定を受けようとする事業主は、次の書類を知事に申請するものとする。

なお、申請にあたっては、正本1通及び写し1通（ただし、電子申請による場合は電子文書）を農林事務所へ提出するものとする。農林事務所は提出のあった書類を審査し、必要に応じて事業主へ指導等を行った上で正本1通（ただし、電子申請の場合は電子文書）を森林経営課へ進達する。ただし、林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）と共同の改善計画を申請する場合は、支援センターから森林経営課へ書類を提出するものとする。

(1) 単独の改善計画

- ア 計画認定申請書（別記第1号様式）
- イ 改善計画書（別記第2号様式）

(2) 共同の改善計画

- ア 共同計画認定申請書（別記第3号様式）
- イ 共同改善計画書（別記第4号様式）
- ウ 改善計画書（別記第2号様式）

第3 改善計画の認定

- 1 知事は、第2の2により改善計画の認定申請があった場合において、その改善計画が法第5条第3項に適合するものであると認められるときは、これを認定するものとする。
- 2 知事は、改善計画を認定したときは、認定を受けたものに対し「改善計画認定通知書」〔申請者用〕（別記第5号様式）によりその旨を通知するとともに「改善計画認定通知書」〔関係機関用〕（別記第6号様式）により支援センター及び森林管理局に通知するものとする。

第4 改善計画の審査基準

基本計画に定める改善計画の審査基準は、次のとおりとする。

【改善計画の審査基準】

- ・申請前まで継続して1年以上の造林、保育、伐採その他の森林施業の実績があること。ただし、新たに造林等の事業を行う会社等を興し、又は他業種から林業に参入する林業の実績が1年未満の事業主は、支援センターとの共同改善計画になっていること。
- ・改善計画の実施期間は4年超えかつ5年を超えない期間であること。
- ・造林、保育、伐採その他の森林施業に従事する森林技術者を3人以上雇用して森林施業を行う林業事業体であること。
- ・雇用管理者を選任していること。
- ・雇用に関する文書を交付していること。
- ・就業規則を定めていること。
- ・常用として雇用する森林技術者について、労働保険に加入し、社会保険及び退職金制度についても計画期間内に加入する計画であること。
- ・計画期間内に森林技術者の採用計画があり、募集・採用に積極的に取り組む計画であること。
- ・森林技術者の育成に積極的に取り組む計画であること。

第5 改善計画の変更

認定事業主が認定された改善計画について次の各号に掲げるような変更をしようとするときは、「改善計画変更認定申請書」（別記第7号様式）に変更する事項を記載し、第2の2の規定に準じて手続きを行い、知事の認定を受けなければならない。

- (1) 改善計画の目標の変更をする場合。ただし、事業規模の拡大及び労働生産性の向上に係る改善措置の当該事業年度（会計処理上、暦年を採用している事業主の場合には、暦年とする。）の改善措置の計画量に対する3割を越えない範囲内の事業実行に伴う増減については、この限りではない。
- (2) 改善措置の項目を追加又は廃止する場合
- (3) 共同の改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合。
- (4) 改善計画の実施期間を変更する場合。

- (5) 改善措置の実施時期を変更する場合。ただし、事業年度を越えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。
- (6) 改善措置の実施に係る資金計画について、改善計画認定申請書の内訳ごとの設備投資額がおおむね3割を越えて変更する場合。

第6 軽微な改善計画の変更

軽微な改善計画の変更は、第5の変更以外のものとし、「改善計画変更届出書」（別記第8号様式）の提出をもって変更の認定に代えることができるものとする。

第7 改善計画の変更認定

知事は、第3の1に準じて改善計画の変更認定をした場合は、申請者に対して「改善計画変更認定通知書」〔申請者用〕（別記第9号様式）、支援センター及び森林管理局に対しては「改善計画変更認定通知書」〔関係機関用〕（別記第10号様式）により通知するものとする。

第8 改善計画の認定の取り消し

知事は、認定計画の実施に著しい支障が生じ、当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなったと認められる場合、又は当該認定計画が法令及び次官通達の記の第4の1の（2）の認定基準を満たさなくなったと認められる場合には、認定を取り消すことができるものとする。

第9 改善計画の認定の取り消し通知

知事は、認定計画を取り消す場合は事業主に対して「改善計画認定取消通知書」〔事業主用〕（別記第11号様式）、支援センター及び森林管理局に対して「改善計画認定取消通知書」〔関係機関用〕（別記第12号様式）により通知するものとする。

第10 雇用管理及び事業に関する状況報告等

- 1 事業主は、毎事業年度の実施状況について「改善計画実施状況報告」（別記第13号様式）により、当該報告に係る事業年度の終了後、3ヶ月を越えない日までに支援センターに報告するものとする。
- 2 事業主は、認定計画の実施期間の最終年次には「改善措置実施結果報告」（別記第14号様式）により、認定計画の実施期間の終了後、3ヶ月を越えない日までに支援センターに報告するものとする。
- 3 支援センターは、「改善計画実施状況報告」及び「改善措置実施結果報告」を取りまとめて、四半期ごとに知事に報告するものとする。
- 4 共同改善計画については、知事が1年後にその取組状況を確認するものとする。

附 則 この要領は平成9年3月19日から施行する。

附 則 一部改正 平成11年4月1日付 農水第59号

附 則	一部改正	平成12年4月3日付	農水第21号
附 則	一部改正	平成14年5月15日付	林第187号
附 則	一部改正	平成15年5月19日付	林第204号
附 則	一部改正	平成16年8月9日付	林第367号
附 則	一部改正	平成18年4月3日付	森第247号
附 則	一部改正	平成18年12月13日付	森第582号
附 則	一部改正	平成23年7月29日付	森第344号
附 則	一部改正	令和2年5月7日付	森第110号
附 則	一部改正	令和3年1月8日付	森第681号
附 則	一部改正	令和4年4月1日付	森経第86号
附 則	一部改正	令和5年4月1日付	森経第30号